

## 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金 必要な手続及び注意事項

平成 27 年 4 月 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

下記のとおり、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則（平成 21 年鳥取県規則第 91 号。以下、「規則」という。）に規定する届出・申請事由に該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を提出する必要がありますので、忘れずに手続きを行ってください。

### 記

#### I 必要な手続一覧

	時期	必要な届出・申請	提出が必要な者		手続の詳細
			全員	該当者のみ	
1	適宜	氏名（住所）変更届		○	別記Ⅱ 1 (2ページ)
		振込口座登録（変更）申請書		○ <small>在学中のみ</small>	
		連帯保証人（保証人）氏名（住所）変更届		○	
		死亡届		○	
		連帯保証人（保証人）変更届		○	
2	在学中	休学届		○	別記Ⅱ 2 (2ページ)
		停学（除籍）届		○	
		復学届		○	
		退学（転学部、転学科）届		○	
3	卒業後～初期研修開始	奨学金借用証書	○		別記Ⅱ 3 (3ページ)
		卒業届	○		
		免許取得届	○		
		臨床研修（初期研修）開始届	○		
4	初期研修修了後～返還免除条件又は返還猶予期間満了	臨床研修（初期研修）修了届	○		別記Ⅱ 4 (3ページ)
		就業届	○		
		病院等退職届	○		
		業務廃止届		○	
5	返還猶予を希望するとき (猶予条件に該当する場合)	奨学金返還猶予申請書		○	別記Ⅱ 5 (4ページ)
		養育状況等変更届		○	
		育児休業届		○	
		介護休業届		○	
6	返還免除を希望するとき (返還免除条件に該当する場合)	奨学金返還免除申請書	○		別記Ⅱ 6 (4ページ)

## II 手続の詳細、記載上の注意事項

### 1 適宜必要となる手続

届出・申請事由	必要な届出・申請	様式番号	備考（添付書類、留意事項）
氏名、住所、電話番号を変更したとき	<b>氏名（住所）変更届</b>	6	実際に居住している住所を記載。
氏名、住所、電話番号したとき、及び奨学金の振込口座を変更するとき	<b>振込口座登録（変更）申請書</b>	—	実際に居住している住所を記載（金融機関に登録している住所と相違していても構いません）。銀行通帳の写し（口座番号・口座名義のカナ名が分かる部分）を添付。
連帯保証人・保証人が氏名又は住所を変更したとき	<b>連帯保証人（保証人）氏名（住所）変更届</b>	18	
奨学生が死亡したとき	<b>死亡届</b>	19	奨学生の死亡を証する書類 ※連帯保証人が届出を行うこと
連帯保証人・保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人・保証人として適当でない理由が生じたとき	<b>連帯保証人（保証人）変更届</b>	20	新たな連帯保証人又は保証人の署名・押印が必要。

### 2 在学中

届出・申請事由	必要な届出・申請	様式番号	備考（添付書類、留意事項）
休学したとき	<b>休学届</b>	7	
停学又は除籍の処分を受けたとき	<b>停学（除籍）届</b>	8	
復学したとき	<b>復学届</b>	9	大学の長が発行する復学証明書
退学したとき、又は転学部・転学科したとき	<b>退学（転学部、転学科）届</b>	10	

### 3 卒業後～臨床研修（初期研修）開始時

届出・申請事由	必要な届出・申請	様式番号	備考（添付書類、留意事項）
奨学金の貸付けが終了したとき、又は奨学金の貸付けを打ち切られたとき	<b>奨学金借用証書</b>	3	※1、2、3
大学を卒業したとき	<b>卒業届</b>	11	大学の長が発行する卒業証明書の写し又は卒業証書の写し
医師免許を取得したとき	<b>免許取得届</b>	12	医師免許証の写し又は医師の免許登録済証明書の写し
臨床研修（初期研修）を開始したとき	<b>臨床研修（初期研修）開始届</b>	13	添付書類は不要だが、研修施設代表者の証明の署名・押印が必要

※1 貸付期間が終了したときは、県から奨学金貸付終了通知をお送りします。通知が届いたら、「奨学金借用証書」を御提出ください。

※2 連帯保証人及び保証人は、貸付申請書に記載した者（変更届により変更している場合は、変更後の者）を記載してください（御不明な場合はお問合せください）。

※3 「奨学金借用証書」には、奨学金の借用金額に応じた収入印紙（日本政府が発行するもの）を貼付してください。収入印紙は、郵便局、法務局（登記所）、「収入印紙売りさばき所」の指定を受けたコンビニエンスストア等で購入できます。

なお、鳥取県が発行する収入証紙とは異なりますので御注意ください。

借用金額（貸付を受けた奨学金の総額）	収入印紙の額
1,000万円を超え5,000万円以下	20,000円

### 4 臨床研修（初期研修）修了後～返還免除条件又は返還猶予期間満了時まで

返還免除条件の判定において重要ですので、勤務先を変更した場合は、その都度「就業届」及び「病院等退職届」を提出してください。

届出・申請事由	必要な届出・申請	様式番号	備考（添付書類、留意事項）
臨床研修（初期研修）を修了したとき	<b>臨床研修（初期研修）修了届</b>	14	研修施設代表者の署名・押印が必要。
病院等において医師の業務に従事したとき（勤務先病院等を変更した場合も含む）	<b>就業届</b>	15	勤務先病院等代表者の署名・押印が必要。 「勤務している病院等」の「名称」欄には診療科も記載してください。
勤務先病院等を退職したとき	<b>病院等退職届</b>	16	
医師の業務を廃止したとき	<b>業務廃止届</b>	17	

## 5 猶予条件に該当して奨学金返還債務の履行猶予を希望するとき

届出・申請事由	必要な届出・申請	様式番号	備考（添付書類、留意事項）
猶予条件に該当して奨学金返還債務の履行猶予を希望する	<b>奨学金返還猶予申請書</b> とき	5	規則第12条第1項各号に該当することを証する書面
妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は養育しなくなったとき、その他の子の養育状況が変わったとき	<b>養育状況等変更届</b>	21	規則第12条第1項各号に掲げる事由に変更があったことを証する書面
育児休業を取得したとき	<b>育児休業届</b>	22	
介護休業を取得したとき	<b>介護休業届</b>	23	

※規則第12条第1項

- (1) 奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き当該貸付対象大学に在学しているとき。
- (2) 第1条の県内の病院等において医師の業務に従事していた者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該病院等を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。
  - ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間
  - イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間
  - ウ 3歳に達しない子を養育している間（イに掲げる期間を除く。）
- (3) 育児休業を取得したとき。
- (4) 介護休業を取得したとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難であるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めたとき。

## 6 返還免除条件に該当して奨学金返還債務の免除を受けようとするとき

届出・申請事由	必要な届出・申請	様式番号	備考（添付書類、留意事項）
貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の返還免除条件に該当して貸付金返還債務の免除を受けようとするとき	<b>奨学金返還免除申請書</b>	4	在職を証明する書類（様式は任意。勤務先が作成するもの。） ※1、2、3

※1 勤務期間、従事した診療科を記載してください

※2 連帯保証人及び保証人は、貸付申請書に記載した者（変更届により変更している場合は、変更後の者）を記載してください（御不明な場合はお問合せください）。

※3 「理由欄」は、「貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の臨時特例医師確保対策奨学金の項の免除の条件の欄第○号に該当するため。」と記載してください。また、「第○号」には、以下の免除の条件の各号に応じて記載してください（通常は「第1号」です）。

【参考】貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）

免除の条件		免除の範囲
臨時特例医師確保対策奨学金	1 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、 <u>直ちに</u> 県内の病院において臨床研修を受け、当該研修を修了した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）内に、 <u>指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。</u>	債務の全部
	2 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

## 7 一般的な注意事項、様式ダウンロード方法

- (1) 届出・申請は必ず書面で行ってください。
- (2) 届出・申請の記載に当たって「決定番号」が必要となる書類があります。決定番号は、奨学金の貸付決定通知書に記載してありますが、決定番号が不明の場合は下記8までお問合せください。
- (3) 規則の届出・申請様式は、以下のURLからダウンロードできます。
- 鳥取県公式ホームページ（とりネット）の医療政策課のホームページ  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/64183.htm>

鳥取県	医師確保	検索
-----	------	----
  - 鳥取県例規集  
[http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki\\_menu.html](http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_menu.html)  
 ※「鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則」で検索してください。  
 ※「様式第○号(第○条関係)」の文字をクリックするとファイル（Word形式）を保存できます。  
 ※様式の「職 氏名 様」という表記は、全て「鳥取県知事 平井 伸治 様」としてください。
- (4) 振込口座登録（変更）申請書は、以下のURLからダウンロードできます。
- 鳥取県公式ホームページ（とりネット）の鳥取県の出納業務のホームページ  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/201940.htm>

## 8 届出・申請書類提出、問合せ先

鳥取県福祉保健部健康医療局 医療政策課医療人材確保室  
 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
 電話：0857-26-7195  
 ファクシミリ：0857-21-3048  
 電子メール：ishikakuho@pref.tottori.jp